

社会福祉法人 京都ワークハウス
すてっぷ糸屋耐震改修

現場説明書

本現場説明書をもって、現場説明に替える
(現場説明会は実施しません)

平成 30年 7月

松本一級建築設計事務所

1. 工事概要

- a. 工事名称: すてっぷ糸屋耐震改修
- b. 工事場所: 京都市上京区和泉町中立売上る糸屋町 202 番地
- c. 工事種目: 耐震改修
- d. 工事期間: 平成 30 年 9 月 3 日～平成 31 年 2 月 28 日
- e. 工事範囲: 添付図面にて図示
- f. 別途工事: なし

2. 工事項目

- a. 耐震改修: 工事範囲は図面による

3. 仕様書の適用

- a. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(以下「標仕」という)の最新版及び監理者の指示による
- b. 各工事において、他の工事と関連有る事項はそれぞれの特記仕様書および標準仕様書(機械設備工事、電気設備工事)による
- c. 「標仕」用語の「監督職員」は民間(旧四会)連合協定「工事請負契約約款」の監理者と同義語とする
- d. 本特記仕様書および「標仕」に記載されていない基準等については、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書」の最新版に準拠する

4. 見積用図書

- a. 図面(特記仕様書を含む)
- b. 内訳明細書

5. 工事請負契約の条件

- a. 契約は下記の約款による
 - ・民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款
- b. 軽微な変更
 - 1) 現場の納まり、取合いなどの関係で、材料の寸法、使用、工法、取付け位置または取付け方法などを多少変更し、または取付け数量を多少増減するなどの軽微な変更は監理者の指示により行う
この場合請負代金額の増減はしない

*** b. 設計変更**

- 1) 部分的な変更または一部の追加工事などに関して請負代金額に増減が生じた場合 には、請負者は施工に先立ち、そのつど工事費の増減を精算した内訳明細書を監 理者に提出して、書類によって承認を受けた後に施工する

これらの場合の工事 単価は、原則として請負代金内訳書の単価による

c. 工費範囲および工事費に含まれる費用 本工事に必要な下記の工事および費用は本工事に含まれる

- 1) 施工、材料および製品の試験、見本等の作成、検査に要する費用
- 2) 工事施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設と復旧
- 3) 工事用機器、材料などの取入れに必要な搬入口および通路の設置とそれらに伴う 補強、および後片付け
- 4) 工事期間中の官公署への必要な届出、手続き、検査などの費用
ただし、中間検査及び完了検査費用は発注者の負担とする

d. 工事費に含まれない費用

次に示す費用は発注者の負担とする

- 1) 近隣との紛争解決に要する費用
ただし、工事施工に起因するものは請負者の負担とする

e. 第三者、近隣住民への対策

- 1) 請負者は、危害防止対策、騒音・振動対策、工事用車輛による交通障害対策、塵 埃・錆対策など工事の進行によって発生が予想される障害に対しては、事前に万全の工事計画を立て実行し、その費用を負担する
- 2) これらの計画に際しては、事前に近隣住民の十分な了解を得ることによって、工事の進捗に差支えないよう責任を持って処置する
。必要な場合は近隣住民と工事協定書を取り交わす

6. 特別な材料・機器などの工法

- a. 建築工事標準仕様書に記述されていない特別な材料・機器などの工法は、当該製造者の指定工法による

7. 建築材料など

- a. 本工事に使用する建築材料などは、設計図書に規定するもの、またはこれらと同等のものとする
同等のものとする場合は監理者の承認を受ける

8. 監理運営の進め方

- a. 設計図書の要点や監理方針などについて、施工に先立ち設計監理者から施工者にその内容について説明を行う
施工者はそれを正しく理解し、的確に工事を完成させる

9. 注意事項

- a. 工事の安全管理には注意をはらい、現場内の整理整頓を心がけ事故防止に務めること
- b. 工事中労働災害が発生しないよう十分注意し、労働災害が発生した場合はその被害者の救済を行うこと
- c. 法に基づき労働災害補償保険に加入することとし、必要に応じて法定外保険にも加入すること
- d. 工事施工予定および進捗について、監督職員及び発注者に適宜報告すること
- e. 工事現場の夜間警備および周辺の通行人に対する安全対策を十分に行うこと
- f. 労働安全衛生法および関連規則を遵守すること
- g. 工事期間中の近隣への安全対策、騒音対策およびその他の公害対策については万全を期すること
- h. 近隣、道路等における苦情処理にあたっては、誠意をもって速やかにこれに対処すること
なお、これらに要する費用、補償等の一切については本工事元請負業者の責任において負担し、実施すること
- i. 施工日時、作業時間については、監督職員と打ち合わせ及び近隣住民への説明会での意見聴取を踏まえた上で、工程調整を行うこと
- j. 側溝及び舗装などを損傷した場合は、請負人において現状復旧すること
- k. 可燃物(塗料)は防火防犯のため、毎日持ち帰ること
- l. 第三者が危険な場所に立ち入らないように、必要に応じてフェンスバリケード等を設置すること
- m. 仮設計画は事前に監督職員と十分協議の上決定すること
- n. 現場での作業は平成30年9月3日～平成31年2月28日に行うこととするが、撤去工事等の事前工事については、近隣説明会を終えたのちであれば9月3日以前に着工しても良い
- o. 部分使用については、監督職員と協議すること
- p. その他疑義が生じた場合、監督職員と協議すること